

第四章 労働

第一節 滝川の労働運動の黎明

滝川の労働運動の起源は古く、明治三十一年十月一日片山潜一行が来て、鉄工組合第二十九支部を結成したのがその始まりで、これは北海道として組合結成の最初のものといわれている。

片山潜（一八五九—一九三三）は、岡山の貧農の子で、明治十七年二五歳の時渡米しエール大学を卒業後帰朝し、明治二十三年社会問題研究会を組織したのを手初めに、一生を社会運動に終始した。

北海道での労働争議の発生は早く、明治二十六年一月、夕張炭鉱夫四〇〇名が暴動を起こしたのが最初のこと、翌明治二十七年七月には、炭鉱鉄道会社で百余名が同盟罷業をやった。

資本家対労働者という階級意識に立った労働運動は、明治三十年前後、片山潜らの運動によって黎明期を迎えたとみるべきであろう。

明治三十年四月、東京麹町区幸町で「職工義友会」を結成し「職工諸君に寄す」という印刷物を、各所に配布、これが日本労働組合最初の印刷物といわれている。

明治三十年七月五日、職工義友会を改め、労働組合期成会と称し日本橋区北槇町で「労働組合期成会発起会」を開催、同年十二月一

日には、期成会員中、鉄工一、一八四人が「鉄工組合」を結成し、神田青年会館で、その発会式を挙げるまでになった。

△新潮文庫「日本の労働運動」▽

片山潜・安部磯雄の来町 明治三十年八月、片山潜、安部磯雄の一行が来道し、札幌・旭川及び滝川で演説会を開き、反資本主義の思想を宣伝した。この演説会が滝川の労働運動の初めともいえるべきものと思われる。

滝川鉄工組合第二十九支部結成 鉄工組合は驚くべき勢いで方々に結成され、明治三十一年十月一日には、北海道としては最初の、滝川鉄工組合第二十九支部が結成された。

また同支部では、今日の生活協同組合に当たる「共働店」が、明治三十一年十一月二十日の支部総会で設立を決定、一株を一〇円と定め、五ヵ月納付をもって会員中から募集、もし金額に達しなければ物品を販売しない。その間積立金は確かな保証人を立てて会員に貸しておき、期日になって株券と引きかえるようにした。

第二節 土工部屋から監獄部屋へ

明治から大正・昭和にかけて、北海道の開拓使の中で最も残酷な労働の歴史を残したものは、土工のいわゆる監獄部屋というものの存在していたことであろう。我々の身近なものを挙げて、明治十九年に始まった上川道路の開さく、明治三十一年開通の鉄道上川線工事、大正二年開通した鉄道下富良野線工事、大正十年に完成し

た北海道土功組合灌漑溝工事等々、いずれもこれら土工の血なまぐさい強制労働によってでき上ったものである。

土工部屋とは、土木工事現場に建てられた労働者の収容施設（宿舍）をいうもので、工事の促進に伴う労働力の不足から来る、強制労働を余儀なくされたもので監獄部屋、タコ部屋ともいわれ、北海道開発の陰にかくれた、社会の耳目をしよう動させた土工の虐使、酷使が行われていたのである。

土工部屋の発生沿革によると、明治五年三月、判官島義勇が函館から札幌までの新道開きく工事に着手して、翌六年七月まで、森、室蘭間の海路を除いた、延長四五里二四町の道路を完成した時、総延四万九、四三五人の土工夫を使役し、これら多数の土工夫の収容施設として、各工事場あるいはその付近に宿舍を建てて、寝食しながら工事を進めていった時がその初めとされている。

明治二年、北海道開拓使が設置されるとすぐ、次官黒田清隆は北海道開拓の第一着手として、道路、鉄道などの土木工事を計画し、各府県から多数の失業者を募って、土木事業場の労役に当たらせた。

ことに明治十三年月形に集治監（後に監獄署、監獄次いで刑務所と改む）を設置し、この両者を駆使して随所で、土木事業を起こした。

当時殺伐の武断政治を通して、押し上がってきた明治初年の藩閥官僚は、時代の犠牲によって発生した失業者を目して浮浪の徒となし集治監の囚人となんら変わるところのない取扱いをなし、逃亡防止のため監禁同様にして強制労働を行わせてきたものである。

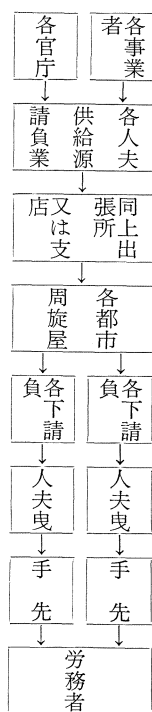
また、官営事業を請負う民間土建業者も、熱心に土工夫の確保に努めたが、未開の本道内では付近の農民が就業を申し込む少数の「信用人夫」の他はほとんど内地府県に土工夫の供給を依頼せねばならなかった。

土工夫の募集 土工夫の多くは東京をはじめ横浜、名古屋、大阪、神戸などで、北海道の土工部屋へ人夫を送り込む専門の「人夫曳き」という「周旋屋」が仕事にあぶれた素人の労働者を甘言で誘惑して連れ込み、これらの労働者を集団的に逃亡できないよう監視付で、最も巧妙なしかも厳重な方法で工事現場へ送り込んだものである。

雇傭契約は工事的に出発する前日、雇傭契約書に自署させることで合法的な人身売買が成立したわけで、労働賃金については工事現場へ行った上、労働能率を試みた結果によって、甲乙丙の三段階に賃金を定めるといふ甘言のもとに、未定のまま工事現場に連れ込み、工事場に来た時は、いつの間にか白紙あるいは労働期限その他の条件だけ承知で自署した契約書に賃金まで記入され、しかもその賃金というものが、人夫曳きや周旋屋との最初の約束から見れば甚だ劣悪なもので、抗議すれば「棒頭」から半死半生のリンチを加えられる。しかし、全体の見せしめに募集人夫達の目前で、わざと公然と半殺しのリンチを行うなど、事実虐殺も日常茶飯事の如く繰り返され、万一逃亡してつかまれば、当然虐殺されるのを覚悟しなければならなかった。労金はほとんどなく、過重労役と栄養失調のため精魂尽き果て、逃亡もできず死亡する者など、当然のこととし

て顧みられなかった。

それで、直接人夫使用者すなわち元請負業者から、直接労働者を誘引する人夫曳きに至るまで、中間に介在する中間搾取の段階は次のとおりで数段階の中間搾取者の募集費や手数料は、すべて労働者



の前借や賃金の上に加算され、工事現場に入ってから強制的に差し引かれるか、極端な低賃金で使われるから、いつまでたっても借金は抜けず、進退きわまった状態に追い込まれてしまうのである。

工事請負者は工場現場又はその付近に飯場（土工部屋）を設けて、ここに募集人夫を收容し起居させる。連れ込まれたら一定期間は外部との交渉を断たれ、書面発送の自由さえ得られず、土工部屋の組織の中で完全に人間の自由を失って粗衣冷遇で酷使されるのである。

部屋の組織 部屋の最高責任者は管理人で工事請負人に雇われ、工事の一部分を下請した下請業者が直接当たり、部屋いっさいの責任をもっていた。

管理人のことを親方、小頭、部屋頭ともいい、その下に世話役、帳場、棒頭、飯台取締りなどという役割が置かれ、世話役は管理人の代理、相談役というような地位にあって、一部屋に一人ずついて仕事の割当、段取り、土工夫の配置引率、工事の進行上の責任者で管理人の腹心の者が選ばれた。

帳場も一部屋に一人ずついて部屋内の記帳、会計の事務を取扱っていたが、余暇には現場で棒頭同様土工夫監視の任にも当たっていた。

棒頭はみずから工事業には従事しないで、もっぱら平土工夫の指揮監督に当たり、常にこん棒を携えて他の土工夫を牛馬のように駆使したもので、酷使虐待、血なまぐさい事件を引き起こしたのはほとんどこの棒頭で普通土工夫一〇人ぐらいに一人ぐらいの割合で配置されていたが、監視の徹底をはかるために五人に一人という所もあった。

土工夫については三段階あって、上飯台、中飯台、下飯台で、上飯台には世話役、帳場、棒頭などが入り、最上の待遇を受けた。

この階級の多くは管理人との間に、親分、子分の盃を交しているのがつねで、中飯台は下飯台の中から仕事の能率があがる者が抜きされ、賃金その他給与も良く、下飯台から中飯台に進むのは非常な名誉で模範飯台ともよばれていた。下飯台は最下位の階級で食事は土足のまま取り、賃金、給与等の待遇も悪く、上飯台のいわゆる幹部に酷使、虐待された階級で逃走もほとんどこの階級からであった。

土工夫の生活 一般に土工部屋を「監獄部屋」とか「たこ部屋」といい、「たこ」とは人夫自身が自分の身を喰うという意味から来た名前といわれ、また一説には土工夫は土モッコを運搬する関係上、肩の肉が腫れあがって丸々となり、その上栄養失調で頭がブヨブヨとはれあがって、いかにも蛸らしく見えるからだなどともいうが、

確かなよりどころはない。

たこ部屋は、收容人員や地形によって、いろいろ変わるが、共通な点は、入口は三尺戸一つ、中に入ると番台があり見張りを置いていた。窓はあかりとり程度の武者窓が高くついており、戸には錠がかけられ、便所は同じ建物の中にあつて用足しに行く時でも見張りが付く。中央の土間には飯台があり、両側にせんべい布団が敷かれ枕は丸太棒である。一説には朝起こす時、一方をたたけば響いて皆が起きたともいう。

食事は南京米にたくあん漬け、それにほとんどワカメ汁。昼食は現場で立ったまま、短時間で食べなければならぬので、熱いお湯をかけて七、八ばいかっこむ、おかずはたいいてい塩引で、茶碗を持ったまま、左の人さし指に塩引きをのせて食べるという状態であつた。

毎日、日の出前に起床し、土間の飯台で食事をとり、隊伍を組んで現場へ行く。前後左右には屈強な棒を手にした、いわゆる「棒頭」が付添い、作業中も「棒頭」の叱咤監視が続く、晩秋の冷気の中で素っ裸、身につけるものといえば赤い褌か、その上に赤い腰巻きをつける。勿論手袋もないので、歩く時はみんな腕組みをしたような格好である。赤は土工夫にとってはあこがれの色であると同時に、監視人にとっては眼につきやすい便もあつた。

ほとんど休みなし、まさに過重労働で奴隷扱い。苦しさにたえかね逃亡するものも多かったので、脚の早い馬を備える現場もあり、仕事を終えて帰る時、逃亡用に使う器具をかくしていないかと入口

で厳重な検査をした。

土工夫の待遇 賃金は中飯台と下飯台は日給制、上飯台は月給制で、大正末期、平土工夫で一日八〇銭から二円止まり、中飯台で二円から二円二〇銭で、この安い賃金から一日四五銭から六五銭の賄料を支払い、作業衣、酒、たばこ、手ぬぐいなどの日用品代を差引くとほとんど上がり(利益)がなく、多くの者は下り(貧越し)であつた。これは管理者のピンハネにもよつたが事業主としては、労務者を押えておく手段として喜んでゐた。

「たこ」の最も多かったのは、明治三十年代末期から四十年代にかけてで、毎年二〇万人もの「たこ」が、本州からだまされて強制的に連れてこられ、仕事は鉄道敷設、道路、橋梁、排水、灌漑溝等の基礎的工事であつた。土工部屋制度は、人道上から見れば許せないことであるが、結果的には工事費が安く、また強制労働のため仕事及早かつた。しかし、本道開発を現在あらしめたのは、これら数十万の悲惨な「たこ」とよばれる人たちの陰の大きな力であつたことを、道民は忘れてはならない。

ひとたびこの世界に入れば、全く無政府状態で、法律も人権もない状態、逃亡の意図を発見された者は、惨酷きわまりない体罰を受け、あるいは殺傷された者も多かったが、仕事がつつく、たこ生活から抜け出す目途もないため、逃亡者はあとを絶たなかつた。

最も少なかつた大正十年でも三、五〇〇人、多かつた同八年は六千八百余人であつたという。このため部屋では逃亡の見せしめとして見つかつて連れ戻された者に対しては惨酷を極めた。

- ・棒或いは棒の先に皮をつけたもので死ぬほどたたく。
 - ・割木の上に正座して米俵を背負わせる。また膝の上に石を置く
 - ・セメント樽詰めにして現場に生き埋めにした。
 - ・水風呂に二日間もつけ、大小便はそのまま、食事は与えない。
 - ・さんざんにたたき、水をかけて生き還えらせ、犬にかみつかせた。
- など惨虐な例はいとまがないほどであった。

土工夫の反抗 監獄部屋は、こうして明治、大正を通じて特に急

速な発展をし、部屋数、人夫数も増加、それとともに惨忍きわまりない土工夫虐待事件も相次ぎ発生して「監獄部屋」の名称は一般社会からも恐怖を表現する言葉の代名詞として使用されるまでに至った。

一度監獄部屋に入った土工夫は過重労働、栄養失調、疲労困ぱいに加えて日夜の監視、暴行のため病死するもの、なぐり殺されるもの、運を天にまかせて生命がけで逃亡を企てるものが続出した。

明治三十九年八月十日北海タイムス紙によつて報道された監獄部屋の悲惨な傷害事件を原文のまま掲載しよう。

夕張炭山における労務者が如何に酷遇されつつあるやは屢々報じたる如くにして、就中清水沢部屋に居る労務者の如きは、早朝二時より八時までもこき使われたあげく、土間に涎を吐きして煎餅ふとんに包まって寝ると云う犬か猫かの惨しき状態にあるが、茲に恐ろしくも奇怪なる事おきたり。

仙台生れ、佐藤某は何の因果にや、最早耳順の齢にもなりながら働かねば喰われぬ身なりしが、此烈しき労働と酷遇とは何としても堪えらるべきや、幸い借金は働き返した筈なれば、とても暇を取らねば叶わじ、と其旨雇主に頼み入りしところ、雇主はこれを承諾すべしと思いの外、却つて其契約期間を無視するものなりとて、果ては打つやら蹴るやら酷い目に合わせしかば、佐藤は無念の涙を流しつつも固く決心するところあり、その夜逃走を企てたるに、既に五、六町も来しと覚しき頃、憐れや追手のために取り押えられ、土方部屋に引き戻され、素裸にせられ極めて細き麻縄にて白米四斗二俵を負わせられ、三時

間停止すべしと、彼等の所謂罰とかいうものを与へたるに、よぼよぼしき老身のさらでも堪え難き荒縄が、メリメリ身体に喰い込む痛さに、何として耐ゆるべきや、一回、二回、三回ついに六回で倒れたるこそ是非もなければ、然るに鬼の如き棒頭とかいう奴、其名詮 自称の棒を振り回して、情容赦もなくあらしく打つは蹴るは、ついに七回に至りて佐藤は気絶するに至りたり、ここに於て棒頭等は医師に見せんとて古行李に入れ、持ち出たりしが、如何せん其夜から影も形も見えずなりたると、誠に惨酷の話なるが、尚お斯る例は多々ある由なれば、其筋の嚴重な調査こそ望ましかれ。

△北海タイムス▽

大正二年十月、鉄道下富良野線が完成したが、この工事に働いていた土工夫中、当市願成寺過去帳にのっている分だけでも、明治四十四年八月から同年十一月までの間に一四名、しかも二〇歳から三〇歳までの屈強な若者が死亡している点から推して、この工事の陰に多数の犠牲者があつたことを伺い知られる。

監獄部屋八十年の歴史を通じて、人道上からも社会問題からも、また法制的にも日本の国辱であるといわねばならない。

昭和二十一年、米軍の進駐によつて解放令が出され、この恥ずべき強制労働、奴隷労働が一挙に跡を断つたことは喜ぶべきことである。

△「北海道社会運動史」「北海道職業行政史」▽

第三節 農民運動と小作争議

欧州大戦後を契機としてデモクラシーの思想は農民を自覚させ、物価の高騰、経済恐慌が原因となり大正七年ごろから小作争議が頻発するようになった。

農民組合運動は、大正九年六月、上川郡神楽村の御料地の小作人百三十余名が、御料地賃下げ、小作料軽減の運動を起こしたことに始まる。

この争議には、官業労働総同盟や日本農民総同盟などの組織が中に入り全国的な注目を浴びた。

この闘争は、小作料減免から、土地解放要求という質的な変化をとげ、日本農民組合、芝浦労働組合なども応援にかけつけるなどの大争議となり、地主側、小作側とも一歩もゆずれぬ状態であった。

遂に、大正十二年、林野局が調停に入り、中央高台の未開地四七〇町歩を七〇六戸の小作人に無償払下げ、地主（借地人）には地価八割引で三、七五九町歩を売り払うことで争議は解決した。

日本農民組合 大正十一年四月九日、神戸市キリスト青年会館で、創立大会が開かれ、やがて全国的に拡大されていった。

北海道でも荒岡庄太郎らの運動によって、大正十四年八月、日本農民組合北海道連合会が組織され、大正十五年末には全道に支部四三、組合員二、八五〇名を数えるまで浸透していった。空知支庁管内でも長沼、角田、月形、浦臼、新十津川、雨竜、妹背牛、音江、北村などで支部を結成してこれに参加した。

この他、雨竜村に発生した蜂須賀農場の小作争議は、大正九年から始まって大正十五年末には、本格的な大争議となったことは、あまりにも有名である。

滝川では、大正十年、空知土功組合工事が完成して、水田になるに及び、物納小作料の減免を要求して地主と小作間個々に物議をか

もしたことはあったが、農民組合支部を結成して、大きく争議に持ちこむようなことはみなかった。

△旭川市史、社会労働史△

小作移民

雨竜の蜂須賀農場では、開拓の初期、移住旅費（二戸当たり五〇円、家族一人当たり一〇円加算）支給、小屋掛け（二戸当たり二〇円貸与）開墾費（反当たり一円二〇銭支給）食糧（臨時貸与）を出して小作人を集めた。開墾三年間は「鋤下」年期で小作料をとらず、四年目から小作料、小屋掛け料と食糧は五年目から二年に分けて返させるというしくみである。この条件を受け入れ、農場に本籍を移し、労働力が二人以上あって、農業の経験があり、農場のいいつけにはすべて無条件で従うという条件を満たしたものが、はじめて未開の土地に入れられた。

△はたらくもの百年△

第四節 労働争議

戦後の労働運動

ポツダム宣言受諾による敗戦は、大きな変革を我が国にもたらせた。

労働面においては、大日本産業報国会、大日本労働報国会の解散が指令され、十月十一日連合軍最高司令官より幣原首相に対し「労働者を搾取と酷使から防衛すること、及びその生活水準向上のため有効な発言を許容するような権威を与えるために、労働運動を促進助長すること」が指示され、弾圧されていた労働運動は、にわかには陽の目をみるることとなった。

特に、労働運動弾圧の武器であった治安維持法、治安警察法、行政執行法等は、十月四日「政治信教並びに民権の自由に対する制限の撤廃」の指令によって即時廃止された。

また政治犯人の釈放、憲兵、特高警察その他一切の抑圧機関の廃止と弾圧に係した官吏の罷免等が実施され、引き続き労働組合保護奨励法の制定と目まぐるしい変化の中に、労働運動開花の時期が到来した。

昭和二十年十月十日には徳田球一、志賀義雄らの大幹部が十八年の獄中生活から解放され、直ちに日本共産党を再編成し、十一月二日には安部磯雄、高野岩吉、賀川豊彦らの労働者農民解放運動の活動家達が日本社会党を結党した。

労働組合の結成は、戦前最大の組合であった全日本海員組合の再建をはじめ、戦前の組合が漸次再建されていた。また道内では国鉄、全通、全道庁、北教組、北大、商工局、司法などの官公庁組の下部組織にいたるまで組合結成が続々と行われた。

長年にわたって言論を封じられ、行動を制限されていた勤労大衆は、今までの重圧に対する反動とインフレの昂進、食糧難、軍閥解体、官僚無力化、経営者の虚脱等の中で、一斉に立ち上った。

滝川の労働争議のトップを切ったのは、佐藤浪蔵の経営した滝川鑄造工場（従業員二名）と、保証責任空知鉄工機械器具工業組合共同作業所（経営責任者佐藤浪蔵、従業員一名）の両工場に起こった争議で、北海道の終戦後起こった労働争議のへき頭をなしたものと思われる。

昭和二十一年二月、この両工場の経営者佐藤浪蔵は、従業員の問

に労働組合結成の気運あることを知り、二月十一日突然操業短縮を理由に全従業員を解雇した。

従業員は驚きこれを滝川地区合同労組（現滝川地区労働協議会）に訴えた。滝川地区労では直ちに室蘭日鋼労組からオルグの応援を得て二月二十四日、①誠首反対 ②経営参加 ③待遇改善の三項目を要求し、即答を求めたが、確答が得られないので二月二十六日から生産管理に入り交渉を継続した結果、次の条件で解決した。

①全員復帰 ②労組三名、事業主側三名からなる経営協議会を設置し、事業経営に当たる。③給与は月収最低五百円（現三百円）、最高八百円（現六百円）程度に引上げる。④有給休暇は月四日間（現三日間）を与える。⑤作業時間は一日八時間（現九時間）とする。

空知鉄工機械器具工業組合共同作業所は、昭和十三年五月、重要産業統制法の実施に伴い、鉄材の使用が大きく制限されたので、昭和十四年、奈井江、砂川、滝川、江部乙、赤平、芦別の鉄工業者が共同して作業所を滝川に設立したもので、昭和二十四年六月、滝川の鑄造工場と合体して佐藤浪蔵が引受け、二十五年鉄工場を解散して、滝川工機株式会社とし鑄造一本にしたものである。

全官公労二・一ゼネスト 昭和二十一年連合国最高司令官は、ポツダム宣言に基づいて労働者の解放、労働組合運動の保護育成に努力したのであるが、昭和二十年の大凶作、海外からの輸入もできず極度な食糧難に陥り、その上たび重なる空襲による生産工場の機能麻痺、輸送力の低下による生活必需物資の値上り、加えて二十一年の新円切替えなどにより、国民は生活難にあえいだ。

特に給料生活者へのしわよせは大きく、闇値の横行に簞笥の衣料品は日毎に減り、かゆや粉とうぎびのパン、馬鈴薯など、さらには澱粉かす、ふぎ、こんぶなどを食糧として、どうにか生きていたという状態であった。

終戦後、勤労大衆の組織化は急速に進み、労働組合を結成、団結権、争議権を与えられ、組合意識の高揚とともに、食糧の獲得、賃金の増額、団体交渉権の確立、経営の民主化などが主で、最も切実なものとしては、食糧増配と賃金増額の「生きる」要求であった。

昭和二十一年六月、全官公労働組合協議会は、政府の措置に対し不満をもち、同年十一月、賃金ベースの改訂、越冬資金の要求を出して政府と交渉を開始したが、各組合の要求は共通点が多く、なお交渉相手が政府であるところから、同月二十六日全官公庁共同闘争委員会を設置、十二月十二日に共同要求を総理大臣に出し闘争状態のまま越年した。

しかし、要求は受け入れられず事態はますます悪化し、遂に二十二年一月十八日、共同闘争委員会は、「二月一日を期してゼネストに入る」との宣言をして、これを全国に指令した。このゼネストは三〇〇万官公労を動員し、全国の交通、通信・経済機能を完全に一日麻痺させるという大闘争であった。

本道でも中央情勢に即応して、二十一年十二月一日全道官公庁労働組合共闘委員会が設置され、二十二年一月十八日にはスト態勢確立大会が開催された。

さらに、一月二十八日、全道労働闘争委員会が設置され、各地で

それぞれ官公労組が結集して、吉田内閣打倒、生活権獲得などのスローガンのもとに大会が開かれ、いずれもストを宣言して、ゼネスト突入の態勢を強化した。

中央では中労委の調停も不調に終わり、解決への最後の努力もむなしく、三十一日ゼネスト突入は、いよいよ必至となり避け難い険悪な情勢になったが、突入の前日連合軍最高司令官マッカーサーはスト中止を命令、伊井弥四郎共闘委員長（全官公議長）が泣いてスト中止のやむなきに至ったことを、ラジオ放送でするといふ劇的な結末をもって、このゼネストは中止、共闘委員会を解散し、ようやくこの非常事態を乗り越えることができた。

ゼネスト宣言

祖国再建の非願に燃ゆる吾々は、基礎なる生活権を獲得せんとして闘争以來、隠忍二か月に亘り血涙を飲んで平和裡に交渉を続けて来たが、最低賃金制の確立をはじめ基本的人權を主張する吾々の要求は正に正当である。然るに政府は一顧を与えざるのみか遂に血迷える首相は我々勤労大衆を呼ぶに「不逞の輩」を以てした。

事態はまさに最悪の段階に至っている。我々は祖国復興の為、かかる頑迷なる政府の挑戦に対して反撃々退させるであろう。我々は愈々相互の団結を確信し、何時たりとも一令一下敢然としてゼネストに突入し、要求貫徹ある迄断乎として闘い抜くことを宣言する。

一九四七年一月十八日 滝川地区労スト宣言大会

滝川でも国鉄・全通、北教組など下部下端労組が一丸となって、地区労組が団結して滝川地区共同委員会を作り、氣勢をあげ全道中央情勢に同調し、スト突入寸前にいたったのであった。

二・一ゼネストの情勢に鑑み、マッカーサー司令部は、公務員法改正に関して総理大臣あて書簡で「全体の責任者である官公吏が、

一部少数の政治的勢力に動かされて、国民の代表者たる国会の機能を侵害しようとするのは、民主政治の理念に反するものであるから、官公吏組合の活動に制限を加えるべきである」と勧告したために、政府は七月三十日、政令第二〇一号を公布して「公務員はスト、怠業的行為などの脅威を裏付けとする抱束的性格をおびた団交権がなく、ストその他の争議行為が禁止される」と、即日施行した。

この政令二〇一号により、以後官公労は、争議権、団交権を失ない、労働運動の主動的地位から後退させられ、官公労組の行動に規制が加えられ、労働運動は大転換を余儀なくされたのであった。

滝川化学の労働争議 昭和二十一年九月十一日、日本人造石油株式会社解散の跡を承けて設立された滝川化学工業株式会社の硫酸工場への転換は、町を挙げての真剣な運動の甲斐もなく、打続く赤字の連続で経営は窮迫状態となり、昭和二十四年三月三十一日、会社から企業整理を理由に三六五名の解雇発表がなされた。

組合は三カ月にわたって闘争をしたが、諸般の情勢から不利に終わり、六月二十九日中闘の責任で会社の最後案をのみ、翌三十日、洪基館で臨時大会を開きこれを発表した。

大会は喧々ごうごうとして異論百出し、組合の分裂、中闘執行委員の責任問題、協約の問題など、多く注目すべき内容もあったが、結局希望退職ということで一応の解決をみた。組合員総数六四九名

△北海道労働史▽

不就労賃金差引問題 滝川化学工場は、企業合理化のために、昭和二十四年に三六〇名、翌二十五年に四〇〇名の人員整理を行った

が、同年九月会社は経営陣の入替えを行い、事務系は三井鉱山、技術系は三井化学出身者によって占められ、着任早々会社再建の一環として、(一)冗費の節約、(二)労働規律の確立、(三)労働生産の向上などに努めるため、十月十二日申入書を組合に提示した。

これに対し組合は、第三項の「欠勤、遅刻、早退、私用外出等、不就業時間の賃金控除、不就日及び不就業時間に対しては、日割、時間割計算により賃金を差引く」を不満として交渉を続けたが、協定が成立しないままに会社は十一月分、十二月分給料から不就労日時の賃金を差引いて、仮払い形式で支払ったために、組合は基準法並びに協約違反であるとして、強硬に抗議し翌二十六年一月十二日、地労協に協約違反を申請した。同日会社は組合に対し「給与規則の改正」を申し入れた。

一月十九日、地労委あつ旋案が提示されたが、会社はこれを拒否し不調に終わった。

一月二十日 滝川労働基準監督署は会社に対し「会社の措置は基準法第二十四条違反である」と命令した。

組合は一月二十二日臨時大会を開き「第一次あつ旋案を白紙にかえし、二月一日以降実力行使に入る」と四一二対四一(白紙)で可決し、翌二十三日札幌地方裁判所に「未払い賃金支払いの仮処分」を申請した。

一方会社は一月二十三日、就業規則の一部変更を基準監督署に申請し、さらに一月二十五日に地労委再あつ旋を申請した。

たまたま板東調整課長が現地調査に来町していたので、直ちに事

情を聴取し、一月三十日地労委再あつ旋に乗り出すことになり、いろいろ検討の末「第二次あつ旋案」を作製して組合に通告し、スト突入を保留させ、二月一日あつ旋案を提示したところ、双方ともこれを受諾し、妥結をみるに至った。

第二次あつ旋案

一 会社は二十五年十月十二日付組合に通告した「不就業日時に対する賃金差引」に基いて、同年十月十六日以降二十六年一月までに引去った金額を遅滞なく支払う。

二 公傷病については従前通りの取扱いとする。

三 二十六年二月以降の事故欠勤、私傷病欠勤による欠勤日数は日割計算により引去る。

四 遅刻早退については二十五年十月十五日以降三か月間の実績を基準とし、二十六年二月より七月までの実績をみて、欠勤率が基準より悪い時は、改めて賃金差引について会社、組合で協議する。協議がまとまらない時は、会社、組合いずれか一方の申請があれば北海道地方労働委員会が再あつ旋し、会社、組合はその決定に従う。

五 本協定成立後速かに共済制度を実施する。その具体的内容及び運営の方法については、別途会社、組合で協議する。

六 会社は会社再建の大綱を組合に可及的速かに明示する。

七 将来このような紛争を繰返えさないために、会社は誠意を以て組合と協議し、組合も亦会社の再建案に協力する。

八 本協定の成立によって「不就業日時」に対する賃金差引に関する一切の紛争は終わったものとして仮処分の申請を取下げらる。

賃上争議 昭和二十六年春滝川化学労組（組合員五二〇名）は労連の春季闘争方針に従って、

昭和二十六年四月五日以降一、賃金 二一、〇〇〇円（現行八、七五〇円）

二、生活補給金 五〇〇円

を要求して団体交渉を重ねた。会社側は「再建途上にある現在の

経営状態で賃上げは如何にもならないが、補給金は取敢えず二、〇〇〇円を支給する」と回答したが、組合は了解せず、組合はさらに四月二十七日「四月三十日までに誠意ある回答がない場合はストに入る」と会社に通告した。

四月三十日会社から満足な回答が得られないので、五月一日メーデー大会を期して二四時間スト決行、三五五名が参加した。

二日団交を再会し会社から「ベースアップは時期を見て考慮し、取敢えず補給金三、〇〇〇円を支給する」と打ち出したが組合は受入れず二日夜十一時「三日七時よりコークス炉（各番方六七名）化学係（各番方十五、六名）は無期限ストに入る」と通告し、予定どおり決行した。

四日、組合は会社経理分析をした結果「会社の経理実態と諸般の情勢からして、補給金三、〇〇〇円で吞まざるを得ない」と結論を出し、五日組合大会を開いて、これをはかったところ、一九九対一〇二（無効二二）で妥結し、ストを解除した。

生活補給金争議 昭和二十七年二月九日会社に、生活補給金税抜き平均五、〇〇〇円（配分方法本人三、〇〇〇円、扶養家族一人目一、〇〇〇円、二人目から五〇〇円）を要求した。会社は「賃金遅配さえ予想している現状だから応じられない」と回答したので、組合は二月二十五日スト行使を決定（四一九対二二）して執行部に一任、執行部はさらに「学童入学資金二、〇〇〇円と進学資金一、〇〇〇円の借入要求」を加えて団交に入った。

三月十日、会社は「生活補給金は、現在の経理上如何なる事情が

あっても支給できないが、学童資金は組合要求の計算による七〇万円の半額を貸す」と回答、組合はこれを不満とし、十八日全執行委員が応接室に坐り込みを行い、「学童資金の方は五〇万円、生補金と切離し二十日中に貸出す」ことに解がついたが、生補金闘争を続けることにし、二十二日役員はハンストに入り、地労委あつ旋を申請した。

地労委は二十三日、あつ旋に努力し、滝川労政事務所長も双方の歩み寄りを勧告したが妥協にいたらず、二十九日地労委の第二次あつ旋も不調に終わったが、四月二日会社は「生補金一人八、〇〇〇円を貸与する」と打出し、組合は直ちに臨時大会を開いて「会社再建のためやむなく回答を認める」と決定し、この争議の解決をみた。

〈北海道労働史〉

この争議の後、会社はいよいよ経営困難に陥り、昭和二十七年六月十日、滝川化学は操業を停止、八月二十八日破産宣告を受け、同時に札幌地方裁判所所轄の破産財団が設立され、惜しくもこの大会社が消えていったことは誠に遺憾なことである。

全日通賃上争議 昭和二十七年八月会社に対し、二十七年六月以降「賃上げ」を要求して交渉を続けてきたがまとまらず、二十八年三月三日提示された中労委の調停案を拒否して、三月十九日から二十五日かけて一斉ストを実施した。

三月二十五日中労委の職権あつ旋で、現行一万三、五三六円の一〇パーセント増して妥結した(要求額二万四、八三三円)。

この間、本道では会社側が延べ一万一、七〇〇人の臨時夫を動員

して滞貨処理を行い、滝川ほか六店では、組合のピケを排して作業を強行した。なおこの争議で一部組合員二一〇名が組合を脱退して第二組合を結成し波紋を投げかけた。

全日通労組の分裂と第二組合 昭和二十七年八月に起こった賃上げ闘争スト貫行に関連して、一部組合員は「今次ストライキは、通運事業の公共性を無視し、国民生活の不安を増大させるものである」と本部の闘争方針を批判し、二十八年三月二十四日滝川支店において第二組合を結成(日通滝川再建連盟三五名)した。この滝川を皮切りとして、全国的に波及し、第二組合の結成をみるに至った。

全日通労組地方本部では、四月六日の中央指令「期限付復帰勧告書」に基づいて復帰するよう努力したが、四月までに函館、狩太、保川、名寄の二四名が復帰しただけで、滝川、北見、標茶で第二組合を結成し、六月十七日伊豆長岡で開催された「第二組合全国代表者会議」に出席した。

滝川労組分会ではこの第二組合結成に対処して、三月二十九日臨時大会を開催して対策を樹てるとともに、支店長宛の通告書を発した。第二組合の復帰工作は、昭和二十九年下期から活発に進められ三十五年五月末には六二名(標茶、滝川)まで減少した。

さらに中央本部でも日通労連(第二組合)との組織統合が進められ三十一年二月、無条件統一の態度を決め、四月二十六日、中央で協定成立調印の運びとなり、ここに約三年近く分裂していた全日通労組は、再び統一されるに至った。

〈北海道労働運動史〉

滝川地区労働組合協議会

終戦後の国内は物資不足で生活不安に

襲われ、一般国民は物資の獲得に狂奔した。そのため物価は暴騰し悪性インフレを現出して、勤労者は極度の生活不安に脅かされた。

昭和二十一年三月、労働組合法が実施され、各官公庁職員及び学校教員らは、すべて精神労働者とし労働組合の結成が認められることになり、生活不安に陥っていた各官公庁、職場、学校などで競って労働組合が結成された。

当時各労組間には相互の連絡はなく、また政治問題もあまり考えがなかつた。

そのほとんどは飢に対する戦が主であつて、買い出しなどに行くために休暇を与えよ、生活補給金を出してほしいという程度のもつたらしいものであつた。

滝川でも各官公庁職域で労働組合が結成され、国鉄、全通、北教組、全道庁等つぎつぎ結成、それに滝川化学、自由労組も加わつて労働攻勢が盛んであつた。

昭和二十三年一月、滝川全町の労組を統合し、強力な運動を展開しようとして、労政事務所久馬太儀郎をはじめ各労組の代表が発起人となり、滝川地区労働協議会が生まれ、リーダーなどの行事も活発に行うとともに、各労組の共同闘争態勢が推進されていった。

昭和二十三年六月十日、久馬太儀郎の発議で華々しくすべり出した空知労働会館は、滝川劇場を買収し労働者の殿堂とし、内部改造を行い、まことにはつらつとした前途を思わせたが、予定した寄付金も集まらず、また事業経営も企画のように進まず、多額の債務を背負い、ついに経営を他に委託せざるを得ない破目となり、初期の

目的が達せられなかつた。それに加えて滝川化学の争議が起り、二十七年六月二十七日破産宣告などがあり、地区労の動きも止まり、一時解消の形となつてしまつた。

昭和二十八年三月、全日通労組の第二組合問題が起り、一時停滞していた地区労の動きも活発となり、同年官公労組再建のことが決まり、官公、民間の結成大会を行い、初代議長が選ばれたり、労働連絡協議会の結成もあり、地区労としての組織をますます強固にした。

昭和三十五年度 滝川地区労加盟各単産名

単産名	組合員数	単産名	組合員数	単産名	組合員数	単産名	組合員数
国鉄駅分会	一九〇	自動車	四〇	林務所	三九	中継所	一〇
車掌区	七〇	鉄道、郵便	一〇	全国税	四〇	夕作	五〇
通信区	八全	日通	八六	統計事務所	八	原々種	一七
電力区	一〇全	通	八七	全電通	一二三	種畜場	一〇〇
保線区	一一六	市役所	五六	全食糧	二九	空知米穀	二四
信号区	九全	専売	八	カクイ	一〇〇	自由労組	三三
客貨車区	六〇	労政	七	土木現業所	三〇		
動力車	一五〇	保健所	二四	北教組	一六〇		

組合員計 一、六九一名

昭和二十八年、地区労書記配置。昭和三十四年四月には、北空知地区労の中心としての事務所（二階建モルタル塗、総坪数二三坪）を新築し、事務局を置いた。四十九年十月二十日、滝川地区中小企業労働組合連合会結成。翌五十年八月二十七日、地区労専従配置。昭和

五十三年九月十日、滝川勤労者企業組合結成。

滝川地区労は、昭和五十四年度現在、四十二単産、二、五〇〇人の組合員で組織しているが、大部分が国労、市職労、動労、北教組、全電通の組合員が多く、民間労組は北炭機械、北興化学、日通、上田コンクリート、自動車学校の五単産である。

昭和五十四年度 地区労加盟組合一覧

(昭和五四・五) 事務所(滝川市本町二二一九)

単産名	登録人員	単産名	登録人員	単産名	登録人員
国労駅連分会	一七五	全電通	二〇〇	高教組滝川高	二五
〃 施設本区	九〇	全専売	一〇	〃 工業高	一九
〃 施設支区		全道庁保健所支所		北教組	二三三
〃 客貨車分会	五一	〃 林務署		全日通	一七
〃 車掌区	五五	〃 土現		北炭機械	二〇
〃 建築	一〇	〃 職訓		北興化学	三〇
〃 通信	一〇	〃 畜試		全北電	三
〃 信号	一九	〃 農試		全建総連	三〇
〃 電力	二〇	市職労	五五〇	中小労連上田工業	一九
〃 情報区	六	全開発	四〇	〃 空知自転車	
〃 自動車支部	四〇	全労働職安	二〇	〃 滝ガス	五
動力車	一二〇	〃 監督署	一〇	全日自労	七
全通鉄道郵便	一三	全国税	三	全配労	五
〃 滝川分会	一九	全農林	三九	書記連	五

この他に国労滝川支部、北教組中空知支部、全道庁滝川地区協が

滝川市内にあり、各単産の中核となり団結を図り、組合運動の推進に当たっている。

なお、滝川地区労においては、この際「滝川地区労史」の編纂を計画、準備委員会を設け、その内容として、住民闘争、議会、単産支援、選挙闘争、平和・護憲運動、青年・婦人活動、労農商提携、文化活動、対市関係など活動の系譜をたどると共に、滝川が民間中小企業の街で、未組織の労働者が多く、その結集のためにも、また経営者に労組を理解してもらうためにも、過去の労働運動に学び、新しく官公労、民間一体の運動を進める意欲を燃やしている。

歴代議長

- 初代 梯 保 昭和元 二代 赤沢 次郎 昭和三
- 三代 川井 澄明 〃 三 四代 南 義夫(国労車掌区) 〃 三九
- 五代 米田 実(全電通) 〃 三九 六代 千葉 武幸(動力車) 〃 四九
- 七代 三上 初夫(市職労) 〃 五三 八代 深田 義勝(市職労) 〃 五三
- 九代 菅野 幸一(北教組) 〃 五六 現在

江部乙地区労働協議会 江部乙地区労は昭和二十三年ごろ、江部

乙居住者の町民税対策とし、江部乙地区に職場のある労働組合と滝川地区に通勤する国鉄組合員をもって組織したもので、国労、高教組、北教組、全通などが加盟し、現在に至っている。

歴代議長

- 初代 寺嶋 周一郎(国労) 昭和三年度 二代 当瀬 昇(高教組) 昭和三年度

三代松山智与治 (国 労)	〃 〃 〃	四代道下 岩夫 (高教組)	〃 〃 〃
五代木村 哲夫 (国 労)	昭和元年度	六代松山智与治 (国 労)	昭和元年度
七代森本 幹夫 (北教組)	〃 〃 〃	八代榊田 正 (北教組)	〃 〃 〃
九代佐藤 稔 (高教組)	〃 〃 〃	二代徳田次治郎 (全 通)	〃 〃 〃
二代山田 清美 (北教組)	〃 〃 〃	三代高橋 齐 (北教組)	〃 〃 〃
三代森 昭 (高教組)	〃 〃 〃	二代徳田次治郎 (全 通)	〃 〃 〃
五代土田 好晴 (国 労)	〃 〃 〃	二代徳田次治郎 (全 通)	〃 〃 〃
		(現在)	

昭和五十四年度 地区労加盟組合一覽 (昭和五四・一二末)

単 産 名	人員	単 産 名	人員	単 産 名	人員	備 考
高教組滝川北高	一六	全通江部乙局分会	一七	国労上り通勤班	二	
北教組江部乙小分会	一九	国労江部乙駅班	九	客貨車班	三	
〃 江部乙中分会	一五	〃 保線区班	七	道 労 班	三	合計一〇一

第五節 空知労働会館(その他)

空知労働会館期成会結成

終戦後日本の再建をめざし力強く立ちあがった労働者のために、労働センターとし、労働文化の殿堂としての役割りを果たさせようと、昭和二十三年六月、当時三〇歳の滝川労政事務所長久馬大儀郎が発案し、全道にさきがけて、滝川労政事務所管下の一九カ町村労働組合に呼びかけ、空知労働会館建設期成会結成の議が盛りあがった。

昭和二十三年六月十日、滝川町三浦華園で「空知労働会館建設期成会」創立総会が開かれ、建設予算額五七〇万円、場所は滝川劇場株式会社を買収して改造すること、道費補助二二〇万円、滝川町補助五〇万円、労組関係寄付金三〇〇万円とし、会長に三和十郎(上砂川)、副会長二名(未定)、事務局長に久馬大儀郎を決定した。

※道補助金三〇〇万円(二三・九・二交付)
町補助金五〇万円(二四)

昭和二十三年十二月一日既存の滝川劇場を買収し、内部を改造増築し、十二月二十三日華々しく竣工式を挙げた。工事請負者は芦別木材株式会社で総経費四五〇万円といわれている。

昭和二十三年十二月十三日、期成会地区代表五〇名が参集して、社会法人空知労働会館設立総会を開き、十二月二十六日には評議員会を開いて、理事長以下役員を決定した。

理事長 神部俊郎(滝川町)

常務理事 佐藤嘉雄(上砂川)、木野征太郎(芦別町)

事務局 長久馬大儀郎

理事 山田清文(滝川)、佐藤四郎(沼田町)、中尾八郎(深川町)、

井上貴(赤平町)、多田隈卓雄(歌志内町)、金山保雄(滝川町)

が選任された。

十二月二十三日の竣工式後一部運営開館の運びになったが、工事に未完成の部分があるため、会館建設の業務と会館運営の業務は、昭和二十四年五月二十四日まで建設期成会が責任を負うことになった。

五月二十四日会館建設期成会は、決算の結果ここに負債四六五万円の穴のあいていることがわかり、各町村労組でも厳しい批判が起こり、不正事件として物議をかもすに至った。

昭和二十四年七月十五日、事務局長久馬太儀郎の刑事事件が発生し、書類いっさいが押収され、会館は休館のやむなき状態となった。

同年六月三日、理事会は美唄町前田富蔵に一〇カ年間四六五万円と興業権付で賃貸契約をしたが、九月三日滝川保健所から通達あり、労働会館には興業権がないことが判明し、緊急理事会を開き対策をねった。

社会法人空知労働会館文化振興会 事務局長久馬太儀郎の後任として九月三日事務局長に選ばれた山田清文は、十二月三日滝川町助役泉谷照市とともに上京して、関係当局に陳情請願し、昭和二十四年十二月十日、社会法人文化振興会として許可を受け、映画館としての興業権を持つことができた。

翌二十五年一月十日新しく空知労働文化振興会に改組し役員改選が行われ、理事長藤井藤太郎（滝川）、専務理事兼事務局長山田清文（滝川）、理事八名、監事三名となった。

新発足をみた空知労働文化振興会は、内部を改造し、運営の改善をはかって、当初の目的である労働会館として高度の機能を發揮するよう種々検討がなされたが、財政的裏付けのない振興会として、多額の負債整理に窮し、これが打開方途とし考えられていた会館に關する施設のいっさいを、昭和二十四年から一〇カ年間四六五万円

で美唄市前田富蔵に劇場とし賃貸契約を締結するに及び、同施設が労働会館として全く使用されない状態となり、この設立に協力した関係労組から強い批判を浴びるに至ったのである。

この間に振興会はその対策を苦慮し、まず道管移管若しくは補助金の増額助成を得て、打開の道を講じようとして、道当局並びに道議会に強力な運動をしたが、道としてはこのような前例がないからと補助金交付をみるに至らなかった。

そこで、町長並びに議会に働きかけて、二十五年三月二十九日「労働会館の経営が不可能な現状であるので、事業経営資金として一七〇万円補助してほしい」と申請書を出したが、町としてはこれには確答を与えず、特別委員会を構成して調査研究を進め、四月五日次の回答をした。

- 1 町は空知労働会館文化振興会に補助助成の用意がある。
- 2 町費を以て補助助成をする限り、道費からも助成を受けるべきである。
- 3 今後会館運営については町議会としてある程度の発言権を保持したいので、議会より会員及び役員を加入させられたい。

そこで振興会はさらに道に対し、補助金交付の懇請をしたが、道としては、「本問題はあまり延々になつていて、道議会としても問題になつてゐる、この問題の解決は地元滝川町で引受けて運営処置する以外に道がない。」として再三にわたり町管移管方を申し越された。

町議会としても「とかく問題があり、会館引受けには難色がある。」という態度を示したので、いたずらに日を過していたが、昭和二十七年四月十五日、社会法人の正式許可が下りた。

しかし、昭和三十年に至り、議会内で町内に建っている問題でもあり、いつまでも放置しておくことは、町としての体面上からもよくないとの意見も強まり、いろいろ異議はあったが、結局受入れも止むを得ないとして、議会の決議をみるに至った。

三〇労働第八八九号指令

社団法人空知労働会館文化振興会

理事長 藤井 藤太郎

昭和三十年十一月十六日申請の空知労働会館を滝川町に譲渡することを承認する。但し次の条件は守らなければならない。

昭和三十年十一月十七日

北海道知事 田中 敏文

譲渡後はこれを証する書類をすみやかに提出しなければならない。

このようにして、昭和三十一年二月七日滝川町への譲渡契約に基づき受渡しを完了し、それ以来振興会とともに整理に当たった。

寄附採納

昭和二十八年三月三十日願出の寄附を採納する。

寄附物件

滝川市字大町二〇〇番地

建物本骨鉄網コンクリート造り亜鉛板

葺三階建三〇六・五坪

(雑種家屋)

同上番地

建物木造亜鉛板葺二階建一三〇・九九坪

(店 輔)

同上番地 宅地 三一八・六坪

その他 電話、一三五番、映写設備一三

箇 映写機ほか 備品五七一箇 片袖机



文化劇場

同上番地 宅地 三一八・六坪

ほか。
債務一切の処理については町が責に任ずる。
債務額は一切債務道税町税の滞納額を合算して一三八万五、三四五円である。
一方会館再建築についていろいろ検討した結果、譲渡を受けた建物は建築以来三十有余年を経過した建物であり、さらにその施設は昭和三十四年まで劇場として美唄市前田富蔵に賃貸借契約がしてあるので、この労働会館を売却し新たな構想で会館を建設することに一決して道に陳情した。

三二労働第五九三号指令

空知郡 滝川町長 神部 俊郎

昭和三十二年四月五日申請の空知労働会館の売却処分は承認する。但し、次の条件を守らなければならない。

昭和三十二年九月三日

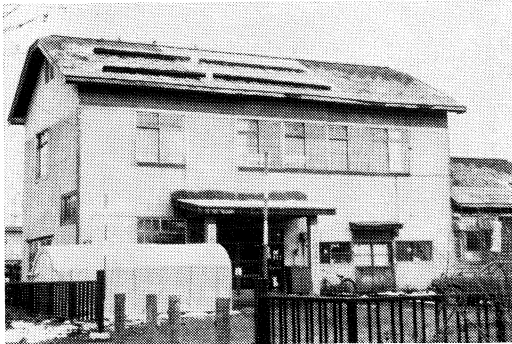
北海道知事 田中 敏文

このようにして昭和三十二年十一月、四五〇万円で美唄市前田富蔵に売却し、また社団法人空知労働会館文化振興会を解散し、多年にわたる労働会館問題に終止符をうった。

労働福祉

江部乙労働会館 勤労町民の

福祉の増進に寄与するため、昭和四十三年十月三十日に設置、旧空知土地改良区の庁舎を譲り受け、公園内旧医師住宅跡地に移設し、模様がえ、改修を行ったもので、



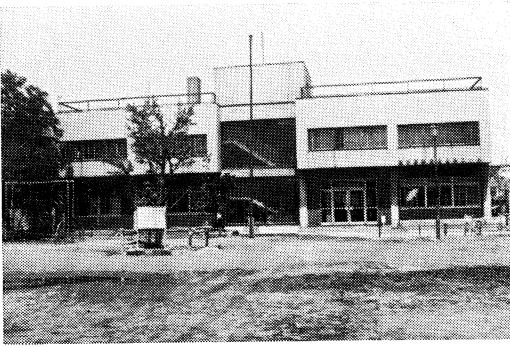
江部乙労働会館

工費は一九八万円を要した。

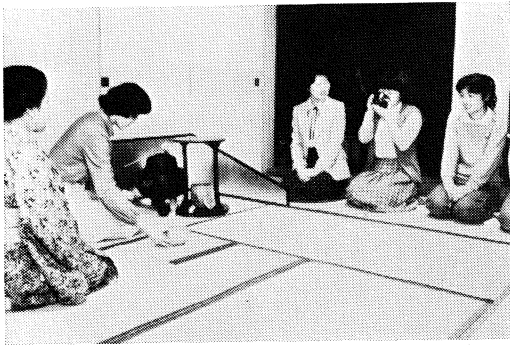
昭和四十三年十二月二十五日条例をもって、運営管理してきている。

滝川市勤労青少年ホーム 青少年の健全な育成と福祉の増進を図り、明日への労働生産性の向上に資するため、本町五丁目三番三一号に、本館は昭和四十一年六月二十四日着工、十月三十一日竣工し、十二月一日より開館、鉄筋コンクリート二階建て、延べ面積六四五・八四平方メートル、建築費総額三、三三六万八、〇〇〇円であった。

滝川勤労青少年体育センター 昭和五十年九月二十二日着工、翌五十一年三月二十五日竣工、同年四月一日開館、鉄骨造り平屋建面積六九一平方メートル、建設費総額九、八四五万一、五九六円であ



滝川市勤労青少年ホーム



ホームでの茶道講座

った。

第六節 メーデー

我が国のメーデー 大正九年（一九二〇）上野公園で、友愛会など約一千名が集会をもったことが、我が国メーデーの初めとされている。

欧米のメーデーも初期にはごく一部の先覚的労働者だけが行動し官憲と衝突して死傷まで出すほどの血みどろの体験を経たもので、それと同様我が国でも戦前は労働運動が束縛され、メーデーにはしばしば労働者と官憲が衝突し検束、投獄などといったことが多く、一般には暗い感じを与え、参加する者も革新政党员とか進歩的な考えをもつ労働者、農民といった状態でその数も少なかった。

最も参加者の多かったといわれる大正十五年、昭和二年でも全国で四万二、〇〇〇人程度ということであり、開催地も昭和七年の全国七〇カ所が最高とされている。

したがってメーデーはまだ我が国一般大衆には親しまれるより、一種の恐怖感をもたれたようである。その後、いわゆる国家非常時体制となり労働運動全般が窒息状態に入ったので、昭和十年、第十六回のメーデーを最後に中絶されていたものである。

戦後、労働者の解放とともに、メーデーも一一年にぶりに復活、昭和二十一年第十七回のメーデーから、かつて想像もなかった規模で労働者の祭典、明るいメーデーとして数百万大衆の参加のも

と、全国各地で行われるようになった。

滝川地区第十七回メーデー 昭和二十一年、滝川地区では、社会党支部荒哲夫、共産党地区委員河内道行が責任者となり、人石、夕作の労組、地区労が司会団体となって約一千六百名が参加し、八時四十分から小公園で開催された。

大会宣言を決議したのち街頭行進に移り、小公園、警察、駅前、拓銀前・一小前でアジ演説を行って午後一時散会した。

なお斉藤町長に交渉委員を派遣して、

- 一 食糧欠配六〇日分の即時配給
- 二 滝川町食糧対策委員会への労働者委員の参加

を要求した。町長は欠配責任者として、

- 一 できる限り善処するが埋合わせは困難だから、今後の確保に努力する。
- 二 四、五月中に現在の食対委を改組し、労働者も含む強力な委員会を作り最善を尽す。

と答えたが、不満としてその後要求貫徹まで「滝川食糧民主協議会」を組織し、五月五日要求書を提出、十四日の交渉によって全面的に要求を貫徹した。

△北海道労働史▽

第十八回メーデー 昭和二十二年、滝川地区協、滝川化学労組・

滝川合同労組主催のもとに、午前八時三十分滝泉台グラウンドで大会が開かれ、滝川化学が司会、夕作と化学より議長・副議長を選出し議長挨拶の後メーデー歌を合唱、労組代表の祝辞があつて、その後国鉄・全通から(一)労働戦線統一、(二)世界労連への参加、(三)食生活の安定確保を主軸とする決議文の朗読あり、全員一致確認し、食生活の安定確保については、神部町長に要求書を手交して即答を求める



メーデー

ことになった。

次いでデモ行進に移り、多くのプラカードを押し立てて町内を示威行進、小公園にいたって、神部町長・荒哲夫・上野正夫の挨拶があり午後一時散会した。

△北海道労働史▽

メーデーはその後毎年行われているが、戦後数年間は労働攻勢の波に乗って、やや行き過ぎの嫌いもないではなかったが、回を重ねるごとに内容も豊富になり落つきをみせ、単なる示威運動としてだけでなく労働祭の色彩を増し、レクリエーションなどを加えた平和的行事に移っているようである。

第七節 関係官庁

滝川公共職業安定所 昭和十三年四月一日、職業紹介法の改正により、国営職業紹介所が設置されるようになり、七月一日、滝川町本通り四丁目三十三番地に、岩見沢職業紹介所滝川出張所として新設された。

しかし、日華事変の様相はいよいよ深刻になり、国内産業の人手不足を告げた昭和十六年二月一日、厚生省告示第五五号をもって、

国民職業指導所と名称変更により、岩見沢国民職業指導所滝川出張所と変り、同年十二月二十四日、厚生省告示第五七〇号によって、滝川国民職業指導所に昇格独立し、十八年十二月、指導所狭少のため空知太一五四番地の一及び二に二階建店舗を改造移転する。

昭和十九年三月一日、太平洋戦争いよいよ苛烈をきわめ、国民徴用令が布かれたころ、内務省告示第一〇〇号により滝川勤労動員署となり、二十年十月六日終戦後まもなく、勅令第五六〇号により滝川勤労署と改称。出張所からわずか八年間に、五回も名称が変わり、時代の大きな変動の中に職業施策がいかに重要であるかを物語っている。

昭和二十一年二月一日、深川勤労署を包轄するようになって、滝川勤労署に深川分署が併置された。

昭和二十二年四月八日、勅令第一一八号により勤労署は廃止され滝川公共職業安定所と変更、労政事務は新設労政事務所へ移管、同時に深川分署は出張所と名称変更された。二十五年九月十四日には安定所内に、滝川町日雇労働者集会所が設けられたが、翌二十六年七月七日、大町一七〇番地に滝川町日雇集会所を新築した。なお同年十月一日、労働省令第二七号により、赤平町字赤平三〇七番地に滝川公共職業安定所赤平分室を設置、二十七年十一月二十九日、同分室内に赤平町日雇労働集会所を設置した。

昭和二十八年九月一日、職安第一一三三号の五により失業保険課が設置され、組織を庶務課、労務課、失業保険課、調査課の四課とした。二十九年十月に労働省令第二二二号により、芦別市南一条東一

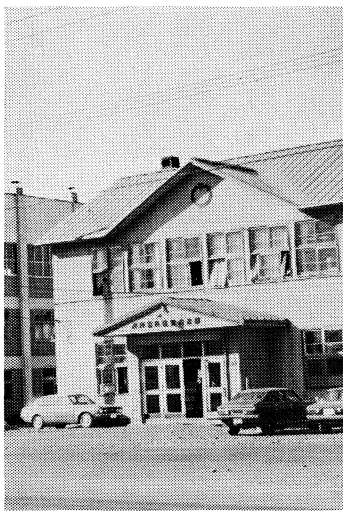
丁目八番地に芦別出張所を設置し、深川出張所を分室に変更する。また同年十一月、歌志内町字神威、旧北炭神威鉦労働組合の後に歌志内巡回職業相談所開設が承認、三十一年十月には同所における失業の認定及び保険金給付事務取扱いが承認された。

昭和三十二年六月二十日、労働省令第一三三号により砂川町字北本町二九七に、滝川公共職業安定所砂川分庁舎を設置、同年七月三十一日、同分庁舎設置に伴い、歌志内巡回職業相談所における失業の認定及び保険給付事務取扱いが廃止となる。

昭和三十四年十月二十日、滝川公共職業安定所の庁舎を滝川市緑町に新築移転、同日雇労働者集会所も緑町に新築移転する。

三十七年には芦別市北三条西一丁目九の六に、滝川公共職業安定所芦別市日雇労働者集会所を新設、翌三十八年四月一日には労働省令により砂川分庁舎が砂川出張所に昇格する。

また三十八年十二月、歌志内市字神威に歌志内巡回相談所開設、本所の直接管掌により設置運営したが、三十九年八月、その運営を砂川出張所に移管、四十一年九月、歌志内巡回職業相談所を廃止している。



公共職業安定所

なお、四十年二月一日、内部組織改正により従来の課を改編し庶務課、調査給付課、事業所課、職業紹介課の四課とし

た。

昭和四十二年十二月十日、滝川公共職業安定所砂川出張所を、砂川市西六条北五丁目に、新築移転、四十六年六月二十五日、芦別市日雇者集合所は廃止された。

管轄区域は、昭和十三年七月一日設置当初は、新十津川、滝川、砂川、江部乙、芦別、歌志内、赤平、音江及び雨竜郡の一〇カ町村、合計一八カ町村であったが、幾度か管轄区域の分合があつて、昭和四十六年四月には、滝川市、砂川市、歌志内市、芦別市、赤平市、深川市、新十津川町、秩父別町、幌加内町、雨竜町、北竜町、奈井江町、上砂川町、妹背牛町、沼田町、浜益村の六市九町一村が管轄区域となつている。

歴代所(署)長

初代	清水 敏朗	昭和三七 一五九	二代	松実 菱三	昭和五九 一六四
三代	神藤為五郎	一六三	代理	川名 亀雄	一六三
四代	富士山八郎	一七二	五代	真鍋 清忠	一八二
六代	後藤 捷司	三三三	七代	河端与次郎	三三六
八代	橋 実	三五六	九代	小原 俊雄	三五六
〇代	東松 翠	三六四	二代	斉藤 周三	三三三
代理	泉谷 乙彦	三五三	三代	渡辺 寛	三五七
三代	後藤 卓	三三八	四代	八幡 藤夫	三五四

五代	吉村良三郎	〇五	六代	町田 正利	〇三
七代	下村 信雄	〇九	八代	榎本 繁夫	〇〇
九代	居林 友一	〇三	〇代	太田 誠一	〇三
三代	新保 良一	〇四	三代	松林 正介	〇四
三代	綿谷金太郎	〇三	四代	高橋 伍郎	〇三
		三			現在

年度	内容	新規求職数	新規求人数	就職数
昭51計	男	三、三六	三、三五	一、一七〇
昭52計	男	二、九七	二、九五	一、三四五
昭53計	男	三、三六	一、六七三	一、三七六

△昭53業務内容▽

空知支庁滝川労政出張所 終戦後の日本は政治に経済に、社会各面
 で有史以来の変動をみ、民主主義を最高の課題として新憲法の制定
 をはじめとして民主化が遂行された。

この間、労働組合法が公布され、労働運動は急速に盛んになり、
 食糧の極度な不足と悪性インフレの激化、さらに一方では日を追っ
 て失業者は激増し、国内情勢はまさに危機に直面したのである。

このような情勢下にあつて、我が国の経済再建確立を図るために

労働行政の必要が要請され、昭和二十二年四月八日、勅令第一一八号により、北海道告示二二七号で、全道一四カ所に労政事務所が設置されたのである。

当所は庁舎を職業紹介所二階（空知通り四丁目）に設置、滝川労政事務所とし、労政業務及び労働者保護に関する業務を担当する役所として出発した。

昭和二十二年五月十日、地方事務官砂原武夫が初代所長代理として赴任し、六月十日に庶務・組合・保護の三係制を設けて内部機構を整備した。

昭和二十二年九月二十日、砂原所長代理が退職し、同日庶務係長久馬太儀郎が二代目所長代理となり、この年四月労働基準法が制定施行されたので、保護係所管業務を滝川労働基準監督署に引き継ぎ、保護係を廃止した。

二十三年八月十八日、久馬太儀郎が初代所長に補され、教育係を新設してまた三係となった。

昭和二十三年九月四日北海道告示第七三八号によって奈井江村を管轄区域に編入し、十月二十五日知事の特認により次席制度を設け教育係小林靖に発令したが、翌二十四年八月八日次席制度を廃止した。

この年五月二十日、庁舎を滝川消防署階上に移転、二十六年九月十五日労政事務所処務規程の改正によって、庶務課及び業務課の二課制が実施された。

昭和二十八年十二月十四日、大町に新庁舎を新築移転、昭和三十

年七月一日、機構改革により空知支庁に統合されて、空知支庁滝川労政事務所と改称され、さらに三十一年十月一日に、空知支庁滝川労政出張所と改称された。

労働行政の地域センターとし、中・北空知地区の行政指導、労働条件の改善、福祉施設の向上、労働力の確保などの他、三十八年以降相次ぐ炭礦の閉、廃山による離職者救済対策にも大きな役割りを果たして来た同所も、道の機構改革で、昭和四十五年五月一日をもって廃止となり、今後の労働行政は空知支庁商工労働課で取扱われた。

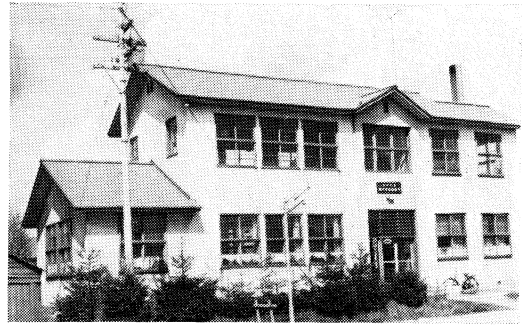
歴代所長

初代所長	砂原 武夫	昭和三・四・八	二代所長	久馬太儀郎	昭和三・九・〇
代理			代理		
初代	久馬太儀郎	昭和三・六・二五	二代	鳴海順之助	昭和四・二・一
三代	今井 重正	昭和五・六・五	四代	佐々木 修	昭和五・九・〇
五代	平野 信雄	昭和五・三・二	六代	岩田 武夫	昭和五・七・一
七代	阿部 晴敏	昭和三・二・六	八代	佐藤 豊	昭和五・二・〇・二五
九代	三木 忠義	昭和四・四・三			

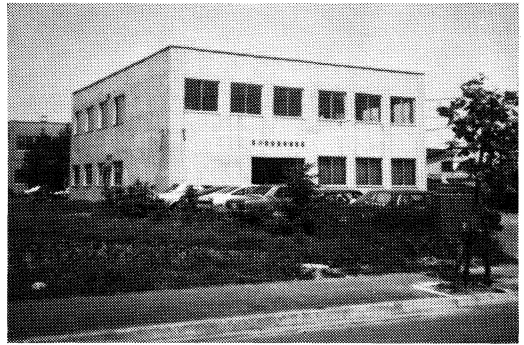
管轄区域（昭和三十四年）五市九町六村

滝川・砂川・歌志内・赤平・芦別の各市、江部乙・上砂川・奈井江・新十津川・深川・妹背牛・秩父別・沼田・幌加内の九町、一已・納内・多度志、雨竜・北竜・音江の各村

なおそのころ、滝川には北海道労働文化協会滝川支部があり、労働文化・労働教育の推進と活動がなされており、出張所の廃止後は、相談所の開設により、定期相談・巡回相談、特設相談によって、連携を深めた対策が採られてきた。



空知支庁滝川労政出張所



滝川労働基準監督署

滝川労働基準監督署 昭和二十二年九月一日、労働基準法の施行に伴って、空知支庁管内の九町一カ村を管轄区域として設置され、庁舎を空知通り北四丁目（現榮町）滝川職業紹介所の二階会議室の一部を借り業務を開始した。

昭和二十四年一月二十四日、奈井江村が、四十一年八月一日浜益村が、岩見沢及び札幌労働基準監督署の管轄から編入移管され、現在は、滝川市、芦別市、赤平市、歌志内市、砂川市、深川市、奈井江町、上砂川町、妹背牛町、沼田町、雨竜町、北竜町、秩父別町、幌加内町、新十津川町、浜益村の六市九町一村を管轄区域としている。

昭和二十五年十二月、滝川市大町二三九番地に木造平家建て（三三五平方メートル）の単独庁舎を新築移転する。昭和四十七年十二月、庁舎老朽著しく、滝川市緑町二丁目五番三十号に鉄筋コンクリート

二階建て（延五六五・三六平方メートル）の庁舎を新築移転し現在に至っている。

労働基準法並びに労働安全衛生法等に基づいて管内の適用事業場数一万二六二事業場、労働者数八万三、九六六人（昭五三・四・一現在）に対し一般労働条件や労働安全衛生の監督指導を行うとともに、労働災害補償保険法による保険料の徴収や業務上災害（通勤災害含む）による療養、休業、障害、遺族補償及び葬祭料等の各給付を行っているところであるが、昭和五十三年度においては、休業八日以上の労働災害は、一、五七三件（うち死亡三五件）発生しており、同五十三年度の労災保険料収納額三五億七、二〇〇万円に対して、各補償費の給付額は五一億二、〇〇〇万円と大幅赤字となっている。

職業性疾病の予防をはじめとする労働災害防止対策の充実強化、労働時間対策、賃金不払いの防止、最低賃金制の推進等に重点を置き積極的な行政展開を図っているが、さらに勤労者財産形成、定年制延長、安全衛生融資制度の促進拡充等、幅広い労働福祉事業の展開をめざしている。

歴代署長

- | | |
|-----------------|------------------|
| 初代 江花 常典 昭和三九・一 | 二代 熊谷 寿郎 昭和三九・一 |
| 三代 細川 清夫 昭和三九・三 | 四代 伊部五郎作 昭和三九・七 |
| 五代 支倉 衛 昭和三九・七 | 六代 長谷部文蔵 昭和三九・一 |
| 七代 星保 三郎 昭和三九・二 | 八代 中村 孝吉 昭和三九・六 |
| 九代 兵藤亀之助 昭和三九・二 | （二代）伊藤 要 昭和三九・二 |
| 二代 沢井 武文 昭和三九・三 | 三代 角島 義一 昭和三九・四 |
| 三代 寺田 利雄 昭和三九・一 | （四代）内山 俊吉 昭和三九・一 |
| 五代 田口 榮吉 昭和三九・一 | （五代）山田 舜二 昭和三九・一 |

第五章 金 融

銀行のはじまり

北海道で最初に銀行業務を行ったのは、明治六年に三井組が札幌に支店を設けて開拓使の御用金を取扱い、北海道の金融を独占したのが最初とされている。明治九年に国立銀行条例が改正されるに及び、三井組は新たに私立三井銀行を設立、同年七月札幌の支店を、三井銀行出張店と改称し、札幌と函館に出張店を置いた。これが本道で銀行の名を使って金融業務を扱った初めである。

明治十九年は北海道庁が設置された年であり、我が国では兌換制度の確立した年でもあり、財界はこの時から形勢が一変して、金融史上に一新機軸を作ったといわれる。

明治二十六年七月、銀行条例が実施になり、銀行の組織が一定され、その信用は政府の厳密な監督のもとで法律の保障を与えられたので銀行の信用は急に高まって、北海道でも開拓使時代に萌芽を出した銀行業は、ようやく成熟の時を迎えた。

明治十六年に創設した山田銀行は、主として大蔵省及び農商務省、管理局の現金取扱御用に従事し、併せて一般銀行の業務も営んでいたが、管理局が廃止となって、その官金取扱業務がなくなり、しだいに悲運に傾き明治二十四年七月、閉店のやむなきに至った。

明治二十二年七月、札幌に北海銀行が設立されたが、この銀行は

旧尾張藩主徳川義礼が、その旧藩士を移住させて経営している八雲農場の資金運転のため、時の長官永山武四郎の勧奨で、札幌の富豪伊藤次郎左衛門ほか七名が発起で設立されたもので、その名称は永山長官がつけたものである。

次に設立されたのが屯田銀行で、明治二十四年六月札幌に設立、初めは屯田兵司令官の監督のもとで業務を行っていたが、明治二十六年三月、その監督を解かれ普通銀行に切り替えられた。

同三十一年、時勢の推移に鑑み本店を小樽に移し、札幌を支店とし、岩内と江差にも支店を設け、三十三年一月一日商号を改めて、北海道商業銀行と称した。この後明治三十三、四年中央金融市場の恐慌に遭遇し、明治三十六年、本銀行も経営困難に陥った。

当時の北海道長官園田安賢は、本銀行の興廃が本道拓殖の前途に大きな影響を及ぼすことを憂い、政府及び日本銀行に救済方を懇請し、三十八年小樽銀行と北海道商業銀行との合併が得策なりとし翌三十九年一月、株主総会にはかり一決して、商号を北海道銀行と改め、資本金七五万円をもって出発することになった。

札幌貯蓄銀行は資本金六万円、明治二十九年三月二十六日札幌に設立、札幌区大通り西三丁目に開業した。時おり困難に陥ったこともあったが幸い破綻をみないで事業を継続し、江差貯蓄銀行と松前銀行とを明治三十八年三月合併し、資本金を一九万円に増額し北海道貯蓄銀行と改称して再発足、本店を札幌に置き、旭川、松前、江差、寿都に支店を設け、岩見沢及び滝川に出張所を設け、大いに業務を拡張した。なお滝川代理店が本通り四丁目杉本勇治方に置か

れたのは明治三十三年五月一日である。

しかし明治四十一年以来預金は減少して資金運転が不自由となり、同年五月突然支払いを停止し休業するに至った。

この預金はことごとく道民の零細な資金を蓄積したもので、その破綻の道民に与える惨害の大きなことを考慮し、政府は北海道拓殖銀行をその整理救済に当らせ、翌明治四十二年一月二十五日、商号を北海道拓殖貯蓄銀行に改めて業務を再開した。

大正十一年一月、貯蓄銀行法の改正実施と同時に、貯蓄銀行の業務を廃止して純然たる商業銀行とし、商号をまた改めて北門銀行と称することにした。

△北海道金融吏より▽

糸屋銀行滝川支店 糸屋銀行は京都府氷山郡黒江村の豪農山本新助が、明治三十一年郷里黒江村に本店を設け、資本金五万円の私立銀行を設置したのがその起りである。

明治三十四年九月、旭川三条通り十丁目に糸屋銀行旭川支店を設置し営業を開始、三十八年には本店を旭川に移し、組織変更して株式会社とし、資本金を一〇〇万円に増資、全道三六カ所に支店、出張所、派出所、内地に三カ所の支店を設けるなど大拡張をした。

当滝川に支店が設置されたのは、明治三十八年八月十日で、本通り四丁目に二階建洋風の建物で、当時としては人目を引いた。これが滝川に銀行支店が置かれた最初である。

しかるに、大正十五年五月二十四日、突如として三週間の休業を發表、滝川及びその付近にも多数の預金者があったので、経済界に少なからぬ打撃を与え、同年六月三日旭川商業会議所に全道各地よ

り参集、糸屋銀行預金者大会を開き、委員を選定、役員を置き次の宣言をした。

糸屋銀行の休業は本道経済界に及ぼす影響極めて至大なり、本会は茲に預金者の権利を擁護し、速に財界の安定を期せんとす。

その後も糸屋銀行は休業を続け、道庁から内務部長百済文輔、商業課長船克己らが上京して当局者にあつ旋し、次いで道庁長官中川健蔵、拓殖銀行頭取加藤敬三郎が尽力することになり、貴族院議員子爵水野直、馬場鉄一、佐竹三吾及び候爵蜂須賀茂頼の顧問小林幸太郎らが奔走、また預金者側からも委員が上京して解決に努めたので大蔵省、日本銀行、拓殖銀行などの協議により、一時糸屋銀行を北海道銀行に併合しようとしたが、北海道銀行はこれを引き受けなかつた。そこで救済資金の幾分を拓殖銀行が、普通借入金として日本銀行から融資を受け、拓殖銀行で引き受けることになった。

大正十五年十月五日和議裁判の開始（旭川区裁判所）。第二回和議裁

判は十二月十五日、

大成小学校で開かれ、債権者八、九七七人債権金額六百三十六万九、一七二円三一銭に対し、その四割七分七厘四毛を支払うことに決定し、

昭和二年二月二十六



糸屋銀行滝川支店

手続きを執り、ここに和議は確定したのであった。

滝川金融無尽株式会社 大正二年八月二十五日、広小路二丁目三

五番地に、金銭信託を営む会社を創立、同四年十一月無尽法の制定により、全道を営業区域とする許可を得たので、滝川金融無尽会社と改称、大正五年三月には資本金三万円に増資し、空知管内第一の中間階級金融機関として活動するに至った。

大正七年三月二日、広小路二丁目に既存建物を買収して移転開業その後昭和三年一月二十七日、滝川無尽株式会社と改称した。

歴代社長

初代 細越政右衛門 大正二・六三 昭和二・一
二代 五十嵐太郎吉 昭和三・一

三代 寿原 重太郎 昭和六・一三
昭和六・一三

小樽無尽株式会社滝川支店 滝川無尽株式会社は、昭和六年小樽無尽株式会社と合併、同社滝川支店として新発足した。小樽無尽株式会社は、大正六年小樽市に北海道無尽株式会社として創立、翌七年に小樽無尽株式会社と改称されたものである。

それ以来、小樽無尽株式会社の営業区域は北海道一円にわたり、昭和十三年庶民金融代理業務を開始するに至り、さらに昭和十五年十一月一日には、北海道産業無尽株式会社を併合した。

歴代支店長

初代支店長 粟井 新作 昭和六・七・一
昭和六・七・一

三代支店長 遠藤 伝十 昭和六・三・一 二代支店長 森松 定男 昭和一〇・一・一
昭和六・三・一 四代支店長 小島 諱 昭和一七・三・一

日之出無尽株式会社滝川出張所 昭和五年五月広小路に設置、空

知、夕張、雨竜の三郡をその営業区域としていたが、昭和十九年三月統合されて北洋無尽株式会社となった。

歴代所長

初代 酒井 藤七 昭和五・五・三 二代 茂田 重雄 昭和七・一

北洋相互銀行滝川支店 昭和十九年三月十五日、太平洋戦争いよいよ苛烈となり、戦時体制下政府の金融機関統合の方針に基づく大蔵省の勧奨によって、小樽無尽、北日本無尽、東和無尽、拓殖無尽、日の出無尽の五会社が統合し、北海道全域を一社となし、商号を北洋無尽株式会社と改称し、昭和二十年十一月、普通預金及び定期預金の受入業務を開始するに至った。

昭和二十三年四月一日、金融機関再整備法に基づく整備計画によって、新たに資本金五〇〇万円が発足し、同年九月さらに増資・経営の基本強化と預金保護の方針に沿うようになったが、昭和二十四年九月更に増資を行い、一億五、〇〇〇万の資本で経営の合理化

をはかり庶民金融機関の責任を遂行してきた。

昭和二十四年十月、滝川町材木通り北二丁目一〇番地へ店舗移転（現明神町一丁目五番）、二十六年十月二十日、相互銀行法の施行に伴い相互銀行に転換、北洋相互銀行滝川支店とな



北洋相互銀行滝川支店

- 二代 内田 正一 昭和癸・三・一〇
- 三代 沢田 博定 昭和癸・五・〇〇
- 四代 中川 一平 昭和癸・五・〇〇
- 二代 大塚 豊之 昭和癸・二・一〇
- 三代 稲岡 稔 昭和五・六・一〇
- 職 員

組織機構

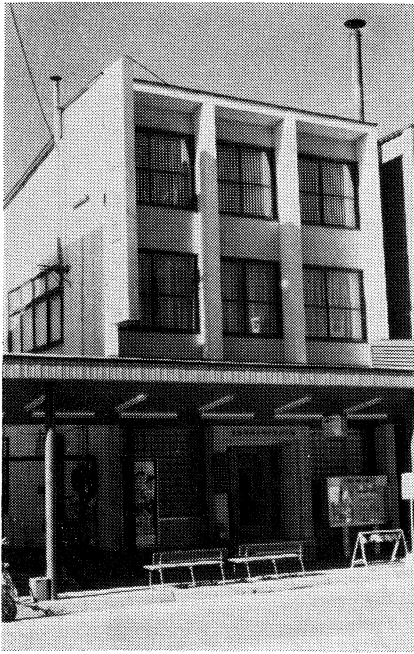
支店長―次長―支店長代理・渉外係―主任―係。男一五、女一一、計二六
 業務Ⅱ預金、融資、為替、庶務、計算、得意先係
 外国為替（両替業務）

北海道相互銀行滝川支店 昭和二十五年十一月二十五日、札幌に

本店を有する北海道無尽会社として発足したもので、発足後直ちに滝川町に業務取次所として支店開設の準備に着手、昭和二十六年十月現在地（栄町三丁目）に、北海道無尽株式会社滝川支店として開設、昭和二十六年十月二十日相互銀行法に伴い相互銀行に転換し、株式会社北海道相互銀行滝川支店と名称を変更、今日に至った。

歴代支店長

- 初代 荒木 清 昭和三・七一
- 二代 鈴木 進 昭和六・〇・三〇



北海道相互銀行滝川支店

- 三代 渋谷 信一 昭和三・四・一
- 五代 早川 和夫 昭和六・四・一
- 七代 太田 三郎 昭和四・四・一
- 九代 岡村 輝夫 昭和四・四・一
- 二代 山内 敏弘 昭和五・八・一
- 四代 森分 義臣 昭和五・四・一
- 六代 本郷 次郎 昭和五・八・一
- 八代 岡本 公行 昭和五・四・一
- 二代 久高 喜好 昭和五・一・二〇
- 職員数 一〇名

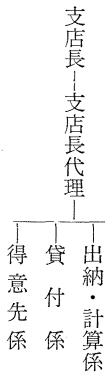
富良野信用金庫滝川支店

昭和二十四年一月市街地信用組合法に

基づき、設立認可を受け、富良野信用組合の名称で、主たる事務所を富良野町本町北一丁目に置き、営業区域を富良野町他九カ町村として、営業を開始した。その後、中小企業等協同組合法による組織変更を経て、昭和二十六年十一月信用金庫法の公布施行により、富良野信用金庫に改組、現在富良野を本店とし、一三の営業店をもっている。

昭和四十八年六月、滝川市及び赤平市を営業区域に拡張、芦別支店を母店として業務を推進、五十一年十二月業務の伸展顕著で、取引者の利便を図ることから、滝川市栄町二丁目日本生命滝川支店の土地・建物を買収、一部改造し、滝川支店とし開設、営業を開始した。店舗は鉄筋コンクリート造り二階建て、総面積二八八・四九平方メートルで、職員男五名女三名、計五名である。

組織機構



- 歴代支店長 初代 板東 勲生 昭和五・三・三〇
 現在

北空知信用金庫滝川支店

昭和二十五年七月十九日、大蔵大臣の

認可を得て「北空知信用組合」として発足、当時の深川・沼田・一



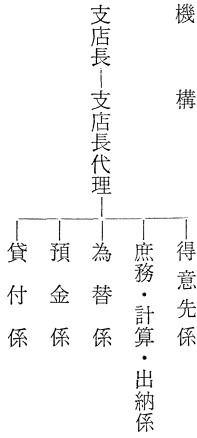
富良野信金滝川支店

己・妹背牛・秩父別・北竜・多度志・幌加内・雨竜・納内・音江の各町村を営業区域とし、現深川市に店舗を構え営業を開始、昭和二十六年六月、信用金庫法公布施行に基づき、昭和二十七年二月「北空知信用金庫」に改組、その後業務の増伸に伴い、妹背牛・沼田・幌加内・秩父別・北竜・納内・多度志・雨竜・旭川各支店を設け、昭和四十九年十一月十八日、滝川

市大町六〇番地（現大町三丁目一番）に鉄骨造一部鉄筋コンクリート造り二階建の店舗を建築、滝川市及び新十津川町を管轄区域として開業現在に至り、職員は男六、女三計九名である。

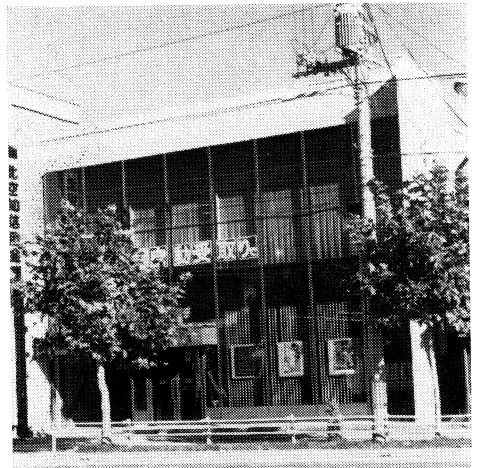
歴代支店長

初代 西山 利久 昭和宛・二・二六
 〃 吾・三・三三 二代 高石 昭 昭和吾・四・二一
 〃 吾・三・三三 現在



道央信用組合 昭和二十六年十二月十八日東空知信用組合設立、

二十七年一月二十八日開店、三十九年七月一日、道央信用組合と改



北空知信用金庫

称し、四十六年九月二十日、本店所在地を芦別市北一条東一―六より滝川市栄町二丁目三番二一―号に移転する。芦別市、赤平市、滝川市、深川市、富良野市、新十津川町、砂川市、留萌市及びその周辺を営業区域とし、支店一〇カ所を有し、本店営業部は、男一三、女九、計二二名である。

歴代理事長
 初代 佐々木寅十郎 昭和六・三・六 二代 村上 力蔵 昭和六・七・元



道央信用組合

三代 土山宇三郎 昭和三二・三三現在

滝川信用組合の誕生 昭和二十三年十一月郷作太郎ほか有志が発起人となって、市街地信用組合法による信用組合の設立申請をなし同年十二月二十七日、大蔵大臣代理大屋晋三の認可を受けた。

初代組合長に郷作太郎を選任し二十四年二月八日、滝川町字楓通り北三丁目で業務を開始した。払込出資金八八万一、五〇〇円、組合員一二八名、職員三名であった。

当時中部空知管内の中小企業は、企業整備による転廃業者が続出した戦時中とは様相一変し、躍進途上にあつたが、戦後の経済界はまだ混迷を続けており、管内金融機関としては北海道拓殖銀行、北洋無尽株式会社があるだけで、一般中小企業の金融は、高利の個人金融に頼らねばならない状態にあり、全町民の要望に応え得る庶民金融機関として本組合の設立をみたのである。

昭和二十四年二月、木村靖を専務理事として迎え、役員総代一丸となって、当時信用組合の名称さえ知らなかった町民にPR運動を始め、幾多の困難を克服し、もっぱら組合員の拡張と預金の増強に寝食を忘れて邁進し、昭和二十四年十一月二十三日事務所を滝川町楓通り北三丁目九三番地（現栄町二丁目三番）に移転し今日の基礎形成を図った。

昭和二十五年三月には、中小企業など協同組合法による信用組合に改組し、近隣町村有志の要請に応じて、同年七月江部乙支店設置をはじめ上砂川、浦臼、砂川、奈井江、歌志内、神威、茂尻支店を開設し、昭和二十六年六月、信用金庫法の公布によって、同年十月

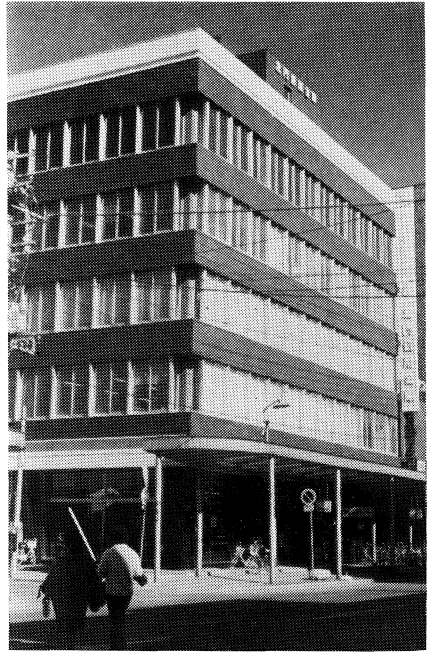
第一次免許の組合として信用金庫に改組、同時に営業地域の実状に即した金融機関として一層の拡充計画を樹て、名称を「中空知信用金庫」と改め、名実共に管内業者に親しまれる唯一の中小企業専門の金融機関としての形態を指向するに至った。当時会員一、六八〇名、出資金八九四万円、預金一億三、九五三万、常勤役員一名、職員三二名であった。

中空知信用金庫 信用金庫に改組してからは、営業区内の各地要望にこたえて、芦別、新十津川、浜益、赤平に支店を開設、昭和三十三年十一月から滝川市指定金融機関となり、四十年十二月には滝川北支店を開設した。

中空知の産業基盤は、商工業、炭産地、農産地の構成からなり、戦後の復興に大きく寄与したが、石炭産業合理化と相まって、食糧需給事情の変化期が到来し、昭和四十三年神威支店を、四十七年には茂尻支店の廃止を余儀なくされた。

このように地域経済環境の激変する中で、取引先の移動地域や営業活動地域の広域化に伴い、金融サービス網を拡げ、流通機構の变化などに備えて、四十三年九月に札幌、四十五年十二月には岩見沢にも店舗網を拡大した。

昭和三十九年十月、滝川市本町一九一番地（現本町一丁目二番五号）に本店を新築移転し、四十三年には創業二十周年を記念して、管内一市町村に公共用車両寄贈、五十年以降社会還元事業積立金をもち、この運用収入を継続寄付、中空知一〇市町では広域市町村圏組合により「中空知交通遺児奨学基金」とし住民福祉に役立ててい



北門信用金庫

る。

北門信用金庫 昭和五十三年十月、創業三〇年を契機に名称を「北門信用金庫」に改め、取引者が類似名称と混同しないよう対処すると共に、実ある成長と今後の躍進を目指している。

なお、創業記念事業とし、北海道立子ども国にブロンズ像「小さな羊」を寄贈、砂川少年自然の家前庭に建立した。

歴代理事長

- 初代 郷 作太郎 昭和二・二八 二代 木村 靖 昭和三・五・五
- 三代 田中 暉三 昭和三・二五 四代 岡田 外之 昭和四・三・二

現況(昭五四・三末)

- 会員数 九、六五八名、出資金総額 三一・一、七〇三千元、店舗数 一八店
- 職員数 二四二名

・江部乙支店 昭和二十五年七月十七日開店したが、当時江部乙村は、総戸数一、六二九戸、人口九、二二九人、市街地の連担戸数は五六五戸で、その人口は二、六八二人、商工業戸数二八三戸にも及

んでいるが、金融機関として農業協同組合があるのみで、中小工業者の利便を満たすには不十分な状態であり、本組合発足の際には、中小工業者の加入が多数にのぼり、組合員は七五名、出資金は二十九万円余に達していた。

このような状態で、全村的に当組合支店誘致の声が高まり、事務所も昭和二十三年末閉店そのままになっていた拓銀江部乙金融相談所跡を提供する話もあり、江部乙村三八四九番地笠松久人所有の木造亜鉛葺き二階建ての階下六坪を事務室とし、滝川信用組合江部乙支所は営業を開始した。その後二十七年四月、江部乙村一八四二番地に店舗新築移転する。

歴代支店長

- 初代 木村 誠 昭和五・七・七
- 三代 星 一雄 昭和〇・六・〇

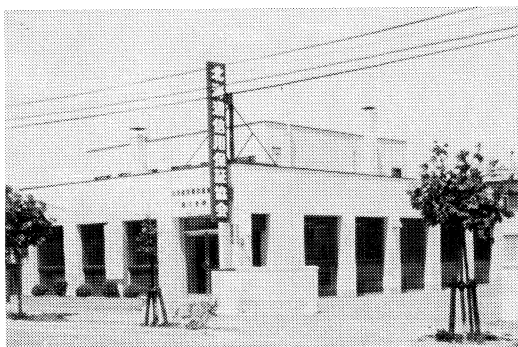


北門信用金庫江部乙支店

- 二代 河野 正勝 昭和五・九・七
 - 四代 田中 暉三 昭和三・二・七
 - 五代 田中 実 昭和三・二・二
 - 六代 松島 治行 昭和四・四・一
 - 七代 西川 正哉 昭和六・四・一
 - 八代 岸 博 昭和六・四・一
 - 九代 齊藤 礼司 昭和四・二・二〇
 - 〇代 松沢 光弘 昭和四・三・二五
 - 二代 三好 勲 昭和四・三・二六
- ※昭和四十六年四月一日滝川市と合併後は省略。

北海道信用保証協会滝川支所

昭和四十八年五月一日、全道八番目の支所となり、滝川市栄町二丁目一番、コンノビル二階に業務区域を滝川、深川、砂川、赤



北海道信用保証協会滝川支所

平、芦別歌志内、の六市と上砂川、沼田、新十津川、浦臼、雨竜、北竜、妹背牛、幌加内、秩父別の九町とし開設、翌四十九年二月浜益村を編入、五十一年四月には、美唄市、奈井江町を編入、同年八月二日、滝川市大町二丁目五番三二号に事務所を新築移転現在に至っている。

歴代所長

初代 本間 和好 昭和癸・五・一
五・三三
二代 土橋 和英 昭和五・四・一
五・四一 現在

従来の市商工業振興補償融資制度も、同保証協会の保証付き融資であったが、取扱い口が滝川商工会議所、江部乙商工会の二カ所、融資申し込み期日も月三回に限定して一括審議していた。しかし、新制度では市内銀行、信金、信組、市、滝川商工会議所、江部乙商工会にふえ、土、日曜と休日を除いていつでも行えるよう便利になった。

この結果、市内の中小企業から新制度を利用した融資申し込みが急増するものとみられるが、すべて保証協会の保証が必要となり、一件ずつ同協会（札幌）まで書類を送って審査を受けなければならなかった。

滝川支所ができて、市の中小企業融資をはじめ、金融機関の借入れなど、保証を必要とする際、一、二日で保証承諾書が得られ、滝

川、赤平、芦別、美唄など、中、北空知を中心とする中小企業金融に大きな力になっている。

滝川町御大札記念貯金組合

本組合は元滝川町農業会長樋口覚治の主唱で四五円のお金を二一二年間据置き貯金にすると、約百五十万という大金になる。このうち一部を市の基金に寄付しようということだ。二世、三世に引継ぎ実行される。原喜三、高橋壯之助、小林儀三郎らが共鳴発起人となって設立したもので、今その趣意書を見

昭和三年十一月十日京都ニ於テ行ハセラル 第二百二十四代 今上天皇陛下御

即位ノ大祝典ヲ記念シ 併セテ家産造成家風ノ作興ニ努メ 進ンデ滝川町ノ基

本財産ヲ増殖セムガ為 有志相図リ本組合ヲ設立セントス

抑々我カ大日本帝國ハ宇内ニ其ノ比ナク 上ニ万世一系ノ皇室ヲ戴キ 下ニ

忠良ノ臣民アリテ宝祚ノ隆当ニ天壤ト共ニ窮リ無カラムコト建国ノ肇天照大神

ノ神勅ニ炳カナリ 明治ノ中興ハ数次ノ戦役ヲ経テ國威ハ紘ニ顯揚セリ 爾來

世局ノ進運人文ノ發達ニ伴ヒ歐米列國トノ接觸日ニ密トナリ 現今世人人心ノ

趨嚮モ亦革ラムトス 而シテ我カ國風タル家族制度ノ本源ヲ忘却シ輒モスレ

バ外国ニ汚染スル輩アルヲ遺憾トス 我等同志ハ此ノ時ニ当リ祖先ヲ崇拜シ尊

族親ニ服従スル家族制度ヲ以テ立國ノ大本トスル我カ國風ヲ益々振作シ 子孫

ノ率由スル所ト為シ 忠良ナル臣民トシテ無窮ノ皇運ヲ翼賛シ 永ク其ノ慶ニ

依ラシムコトヲ冀ヒ本組合ヲ組織ス、仍テ以テ各自ノ家系書ヲ作り祖宗ヲ闡

カニシ 其祭事ニ努メス昭和三年十一月十日 今上天皇陛下御即位式御大典記

念貯金ヲ為シ 紀元二千八百年迄据置ヲ継続シ甲種百五十余万円ノ家産ヲ造成

シ其ノ一部ヲ滝川町基本財産ニ寄付スルモノトス 愛國ノ士振ツテ賛加セラレ

ンコトヲ望ム

昭和三年七月一日

発起人 主唱者 樋口 覚治

原 喜三 高橋壯之助

浦部 金藏 佐蔵 竹蔵 小林儀三郎

中 政雄 渡辺 甚作 原田亥久馬 佐藤勲次郎

後藤 徳治



貯金組合碑

このようにして昭和三年七月一日、前掲の趣旨書に基づき本組合の設立発起人とし原喜三他九名が発起人となり、規約を制定し、これらの人の活動によって同土七五名の加入をみ、昭和三年十二月九日創立総会を開いて本組合の設立をみた。

この貯金組合の規約、並びに賛同した組合員の氏名及び写真は巻物にして各組合員に配布され、正本は樋口寛治嗣子隆治宅に保管されている。その巻頭に時の空知支庁長今井延太郎の序文が掲げられている。

序

古語曰民者国之本成 因而国始泰也可知謂富国弥強兵皆不外箇人富強焉 戊申詔書煥發茲有歲矣 拳世叫勤儉非常尚未嘆實行之薄也知友樋口氏篤農人也 常抱憂世志夙移本道關草業營農勤儉自彊範於鄉閭矣今茲 今上天皇陛下当被為 拳即位大礼糾合同志設立貯金組合 以紀念曠古盛儀祝宝祚無窮且崇祖造產修身 齊家益發揚我家族制度之美更進兮余資町村基財大喚起愛郷土着念以翼贊宏謨期 培養国本不朽 其意深遠亦以不失好箇紀念事業也 冀伝克収有終美則列蕪辭以 代序

昭和三年十一月

空知支庁長 今井 延太郎

古語に曰く。民は国の大本なり。因って国始めて泰らかなり。知るべし。富国や強兵は皆箇人の富強に外ならずというを、戊申詔書煥發ここに歳あり。世を挙げて勤儉非常を叫ぶ。尚未だ実行之薄きを嘆するなり。知友樋口氏は篤農の人なり。常に憂世の志を抱き、夙に本道關草業に移り勤儉自彊、郷閭に範たり。今茲に今上天皇陛下即位の大礼を奉させられるに当り、同志を糾合し貯金組合を設立し、以て曠古の盛儀を紀念し、宝祚の無窮を祝し且つ崇祖造産、修身齊家。ますます我が家族制度の美を發揚し、更に余資を町村基財に進め、大いに愛郷土着の念を喚起し、以て宏謨を翼贊し、国本の不朽を培養せんことを期す。其の意深遠亦以て好箇の記念事業たるを失わざるなり。冀くは伝えて克く有終の美を納めんことを。蕪辭を列ねて以て序に代う。

組合員氏名

甲種組合員

佐藤 箴	原 喜三	原田亥久馬	次田儀太郎	郷 作太郎
佐々木庄松	樋口 隆治	吉田辰次郎	小林亀一郎	佐藤伊之助
横山喜太郎				

乙種組合員

滝川町農会	中 政雄	高橋壯之助	佐藤勲次郎	小林儀三郎
浦部 金藏	上根 富男	石黒勝四郎	少覚浅右衛門	山田 徳利
高橋 最治	阿曾 助藏	奥山 与作	佐々木敬治	広部 伊織
山田 哲	福田 新市	松野尾たか	中島 広多	野崎 仁三
吉田堅五郎	榎田喜次郎	後藤 徳治	松沢次郎吉	二葉五ッ六
森田 政義	藤田 鉄治	深沢 四郎	小華和貞男	杉本 文吉
照井 清	富樫鉄之助	高畑雄五郎	上田 岩太	高松 勝夫
石丸 幸雄	福田 儀助	加賀井弥市	新谷 早苗	佐原初之進
二葉惣太郎	門山 周通	高橋 嘉吉	高橋 末藏	佐藤 重男
佐藤 正藏	佐藤 政雄	佐藤 忠吉	木村 常吉	樋口 広次
樋口 作治	樋口喜三郎	樋口 栄治	龜谷 健	渡辺 甚作
長岡勲次郎	渡辺太三郎	峰田勲次郎	五十嵐太郎吉	赤作 利作
滝川 神社	泉 卯兵衛	興 禪 寺	芳村 良禪	

昭和三十三年八月十三日現在 組合員健在者三〇名、物故者四六名、不明五名

昭和五十四年末現在組合員健在者三名(福田新市、佐藤政雄、二葉五ッ六)

歴代組合長 樋口寛治、樋口隆治、上田岩次、福田義行(現) 事務局 滝川神社(石丸丑之助)

